

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成25年7月25日(2013.7.25)

【公表番号】特表2012-524884(P2012-524884A)

【公表日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【年通号数】公開・登録公報2012-042

【出願番号】特願2012-503715(P2012-503715)

【国際特許分類】

G 0 1 N	33/50	(2006.01)
G 0 1 N	33/15	(2006.01)
C 1 2 Q	1/02	(2006.01)
C 1 2 Q	1/68	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

G 0 1 N	33/50	G
G 0 1 N	33/15	Z N A Z
G 0 1 N	33/50	Z
C 1 2 Q	1/02	
C 1 2 Q	1/68	A
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
C 1 2 N	15/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月7日(2013.6.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

口腔の疾患または病気を処置するのに有用な化合物を同定する方法であつて、その方法が以下の：

口腔の疾患または病気を患う哺乳類から得た第1の歯肉試料を試験化合物と接触させ；

前記の哺乳類の口腔から得た第2の歯肉試料を陽性対照と接触させ、ここで前記の陽性対照は1種類以上のマトリックスメタロプロテイナーゼ類の発現を下方制御することが知られている化合物であり、かつ、前記の陽性対照がハロゲン化ジフェニルエーテルであり；

前記のマトリックスメタロプロテイナーゼ類の1種類以上の発現が前記の試験化合物により下方制御される程度を測定し；

前記のマトリックスメタロプロテイナーゼ類の1種類以上の発現が前記の陽性対照により下方制御される程度を測定し；そして

前記のマトリックスメタロプロテイナーゼ類の1種類以上の発現が前記の試験化合物により下方制御される程度を前記のマトリックスメタロプロテイナーゼ類の1種類以上の発

現が前記の陽性対照により下方制御される程度と比較する；
ことを含み、前記のマトリックスメタロプロテイナーゼ類の1種類以上の発現を前記の陽性対照と同等の、またはより大きな程度まで下方制御する試験化合物が口腔の疾患または病気を処置するのに有用な化合物である、前記方法。

【請求項2】

前記の1種類以上のマトリックスメタロプロテイナーゼ類がMMP-8、MMP-9、およびMMP-13からなるグループから選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記の陽性対照がMMP-8、MMP-9、およびMMP-13の発現を下方制御する、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記の口腔の疾患または病気が歯肉炎または歯周炎である、請求項1～3のいずれか1項に記載の方法。

【請求項5】

陽性対照がトリクロサンである、請求項1～4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記の試験化合物が前記のマトリックスメタロプロテイナーゼ類の1種類以上の発現を前記の陽性対照より大きな程度まで下方制御する、請求項1～5のいずれか1項に記載の方法。

【請求項7】

前記の試験化合物がMMP-9、およびMMP-13の発現を前記の陽性対照より大きな程度まで下方制御する、請求項1～6のいずれか1項に記載の方法。

【請求項8】

前記の試験化合物がMMP-8、MMP-9、およびMMP-13の発現を前記の陽性対照より大きな程度まで下方制御する、請求項1～7のいずれか1項に記載の方法。

【請求項9】

前記の陽性対照がMMP-8の発現を下方制御する、請求項2に記載の方法。

【請求項10】

前記の陽性対照がMMP-9の発現を下方制御する、請求項2に記載の方法。

【請求項11】

前記の陽性対照がMMP-13の発現を下方制御する、請求項2に記載の方法。